

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則（平成4年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手続の指定) 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和36年法律第191号） <u>第12条第1項</u> の規定による許可の申請 (9)から(17)まで <省略>	(手続の指定) 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) <u>宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号） <u>第8条第1項</u> の規定による許可の申請 (9)から(17)まで <省略>

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。